

国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策の運用状況

資料4

(平成25年2月14日時点)

< 予定価格等の適切な算定 >

○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・平成24年2月20日と6月21日に単価改訂を実施

○市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施

- ・見積もりを積極的に活用して積算する方式を実施
- ・福島県で実施(資材)
民間調査機関(資材価格)の単価公表前倒しにより、タイムラグの縮小を実施

○点在する工事での工事箇所毎の間接費算定

- ・発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とする
- ・国土交通省(関東・東北地整)・岩手県・宮城県・福島県・仙台市ともに適用

○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- ・労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更での対応を可能とする
- ・国土交通省(東北地整)・岩手県・宮城県・福島県・仙台市ともに適用

○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

- ・輸送費について設計変更での対応を可能とする
- ・国土交通省(東北地整)は設計変更の事例有
岩手県、宮城県、福島県、仙台市ともに適用

< 事業のスピードアップのための市町村等の発注業務支援 >

○市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方策

- ・URによるCM方式を活用したモデル事業の実施
宮城県女川町・東松島市・岩手県陸前高田市においてCMR決定
岩手県山田町においてCMR公募開始

< 技術者・技能者の確保 >

○復興JVの活用

- ・国交省、岩手県、宮城県、仙台市で導入済
登録件数 東北地整3、宮城県72、岩手県19、仙台市6
宮城県においては6件の工事で復興JVが落札
- ・平成24年10月10日に、復興JV適用拡大

○一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化(対象工事の拡大)

○現場代理人の常駐義務の緩和及び技術者の専任を要しない期間について再周知

○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入 (再掲)

< 資材の確保 >

○資材連絡会・分科会の設置・拡充

- ・建設資材の需要・需給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有。
必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催
- ・6月以降、東北地方連絡会を2回、各地区での連絡会を6回開催し、安定的な供給策を検討

○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入 (再掲)

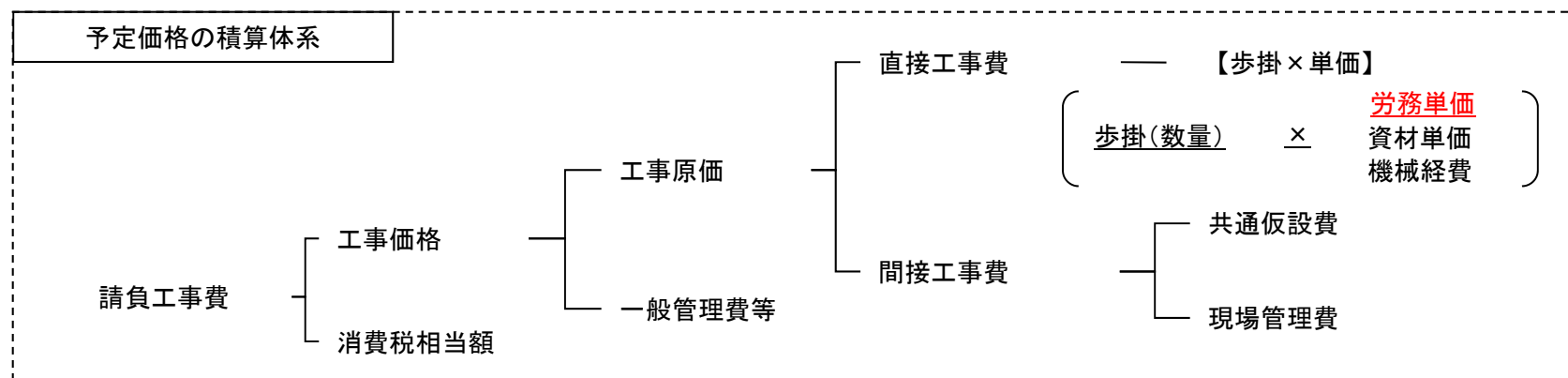
< コンプライアンスの確保 >

○復旧・復興事業に向けてのコンプライアンスの確保

- ・国土交通省、厚生労働省、警察庁、被災3県が連携し、「元請下請間の適正な取引の確保」、「不良不適格業者や暴力団の排除」、「工事施工現場の安全衛生の確保」。

公共工事設計労務単価の概要

- **性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価(国、地方公共団体、独法等が積算に利用)
※ 個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- **設定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者等(約20万人)の賃金支払い実態を調査し、取引の実例価格として年1回設定。



実勢価格を反映した労務単価の設定

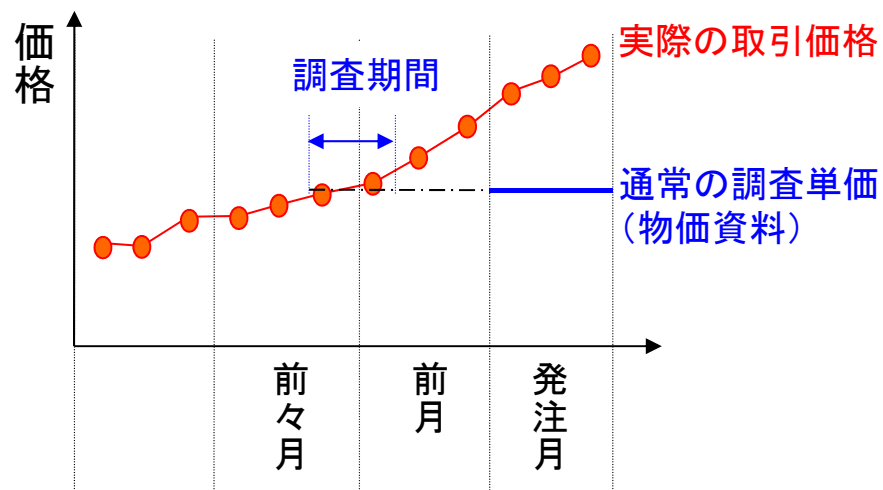
○ 岩手県・宮城県・福島県における公共工事設計労務単価:

被災地において建設労働者等の賃金の急激な変動が見られ、現在の公共工事設計労務単価が「取引の実例価格」と言えない状況が発生していること、被災3県において不調・不落が多発しており、労務単価の見直しが求められていることから、建設企業への調査や統計調査の結果等(現時点で得られる被災地の労務費の実態を表わす調査すべて)を活用した最新月への補正係数を算出し、現在の設計労務単価に乗じて補正した単価を、平成24年2月、6月に設定している。

資材価格・労務費等の高騰が著しい場合の見積方式による 予定価格への適切な反映

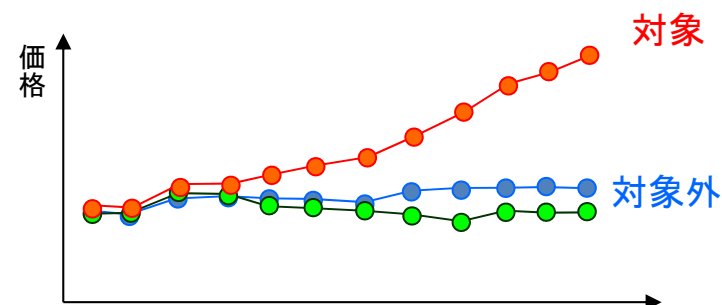
価格変動が著しい場合には、通常の積算価格では、市場価格を適切に反映することが困難。

- ◆価格変動が著しい資材等については、調査から単価公表等までのタイムラグにより、実際の取引価格と通常の調査単価に乖離が生じている恐れがある。



価格変動が著しい特定の地域について、見積もりを積極的に活用して積算に市場価格を反映する。

- ◆被災3県内において、特定の地域で資材等の著しい価格変動が確認された場合は、見積もり調査を実施。



- ◆見積もり調査結果は、1月以内※に発注する他の発注にも適用。(発注事務の軽減)

※労務費については、数ヶ月以内の当該地域の発注に適用。

○施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数箇所に運搬する費用や複数箇所の交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じることが考えられるため、「施工箇所が複数ある工事については、工事箇所(市町村単位)ごとに間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の算出を可能とする。」こととしている。

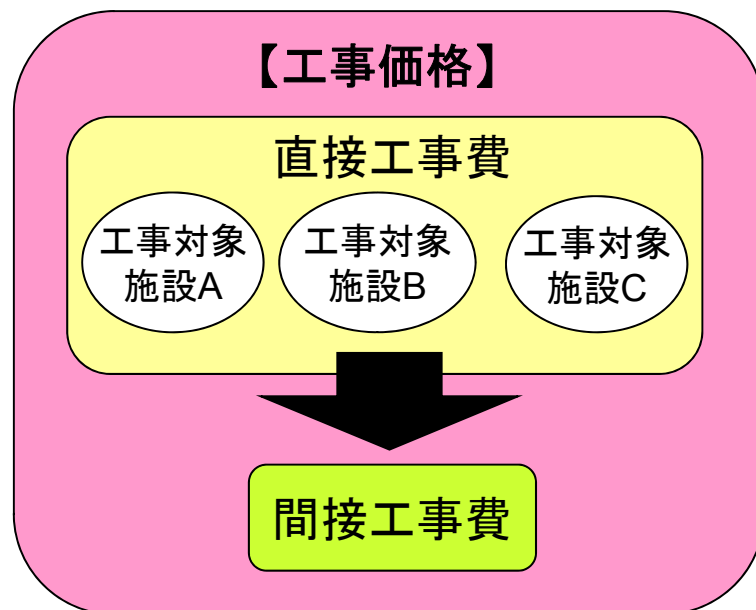
○これまでは、工事箇所が市町村をまたいで点在することを要件としていたところ、市町村合併により市町村の面積が拡大したことを受け、発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所の点在により間接費の増が見込まれる工事について、適用可能とする。

(平成24年6月27日通知)

■間接費計上のイメージ (例: 同一市町村内での複数施設の補修工事を行う場合)

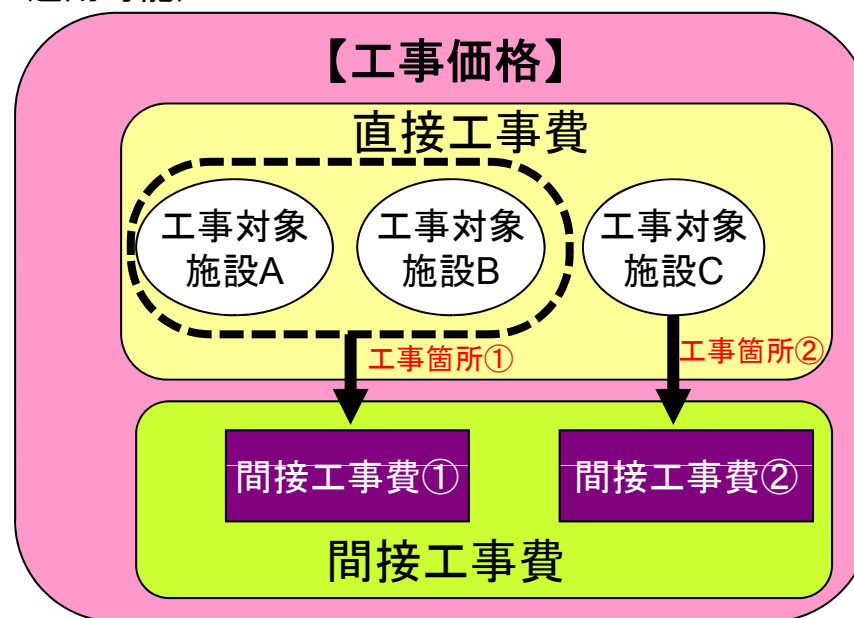
○通常の積算方法

※直接工事費の総価に間接費率を掛けて計上



○複数の工事箇所での算出方法

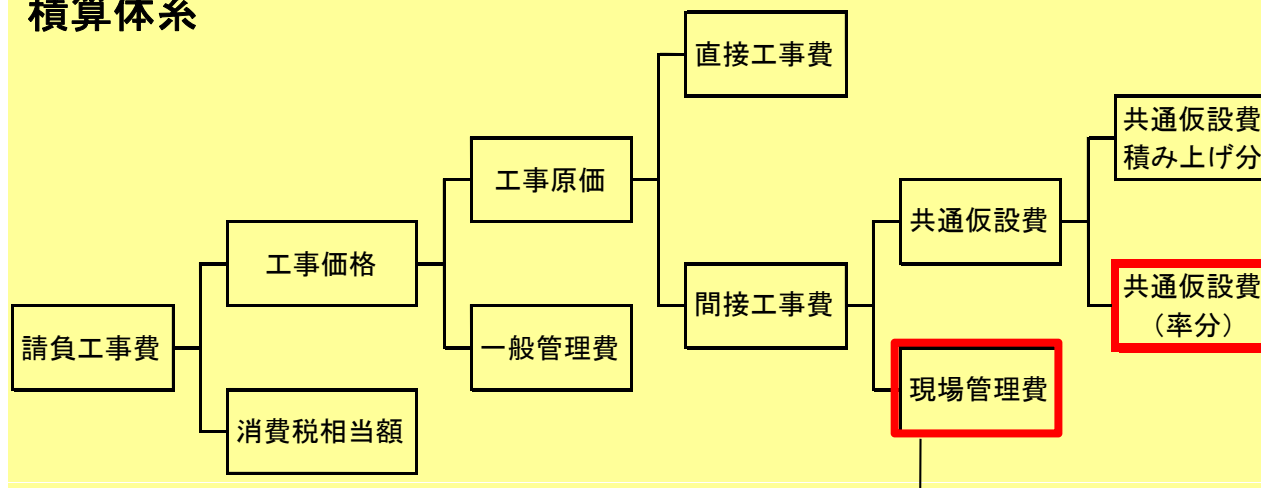
※複数の工事箇所毎に間接費を計上(市町村をまたがなくても適用可能)



宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

- 東日本大震災被災地では、地域内では労働者を確保出来ないため、地域外の労働者で対応せざるを得ず、宿泊費や長距離通勤により、施工者の負担増が復興事業の足かせとなっている。
- これらの費用は、予定価格において全国の実績調査を基に率計上で積算をしているが、労働者の確保方策に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更により対応できるようにする。

積算体系



以下の青字赤字部分を対象に設計変更

- 営繕費
 - ・労働者の輸送に要する費用
 - ・宿泊費
 - ・借上費
 - ・倉庫及び材料補完場の営繕に要する費用、他
- 運搬費
- 準備費
- 事業損失防止施設費
- 技術管理費

⋮

＜これまでに講じた対策＞

①H24.3.1～(平成24年2月29日通知)

被災3県において、共通仮設費、現場管理費のうち、労働者確保に必要な費用(右図青色)の割り増しを実施。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.056
現場管理費	1.005

②H24.6.27～(平成24年6月27日通知)

通常、設計変更の対象としない右図青色、赤色の費用について、被災地での労働者確保のため当初の想定を超えて必要になった場合には設計変更で対応。

➢ 労務管理費

- ・募集及び解散に要する費用
- ・労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用
- ・賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用、他
- 安全訓練等に要する費用

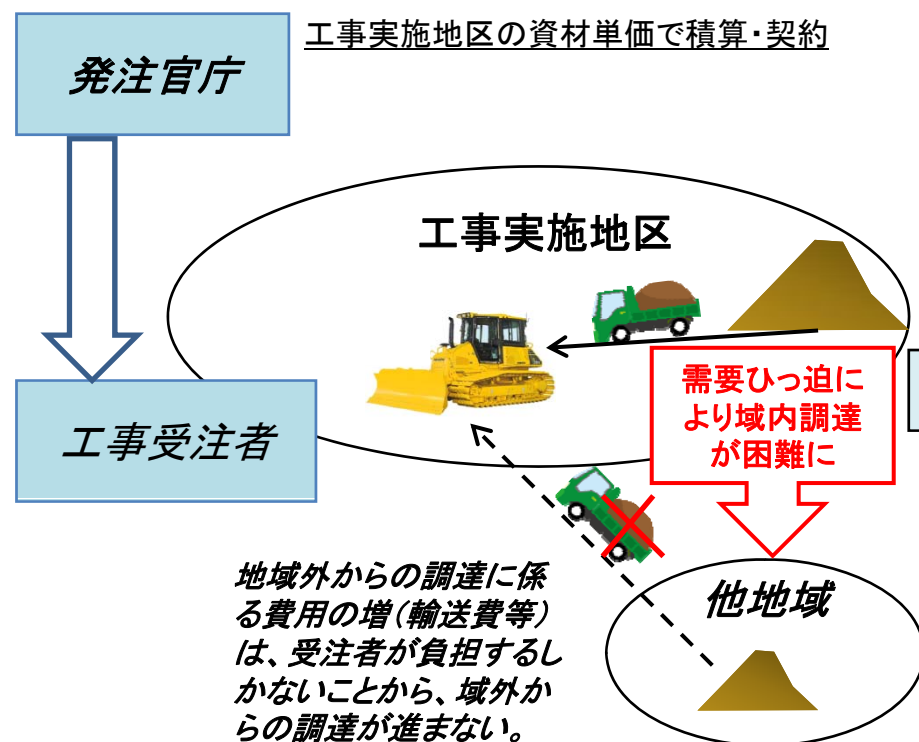
⋮

建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

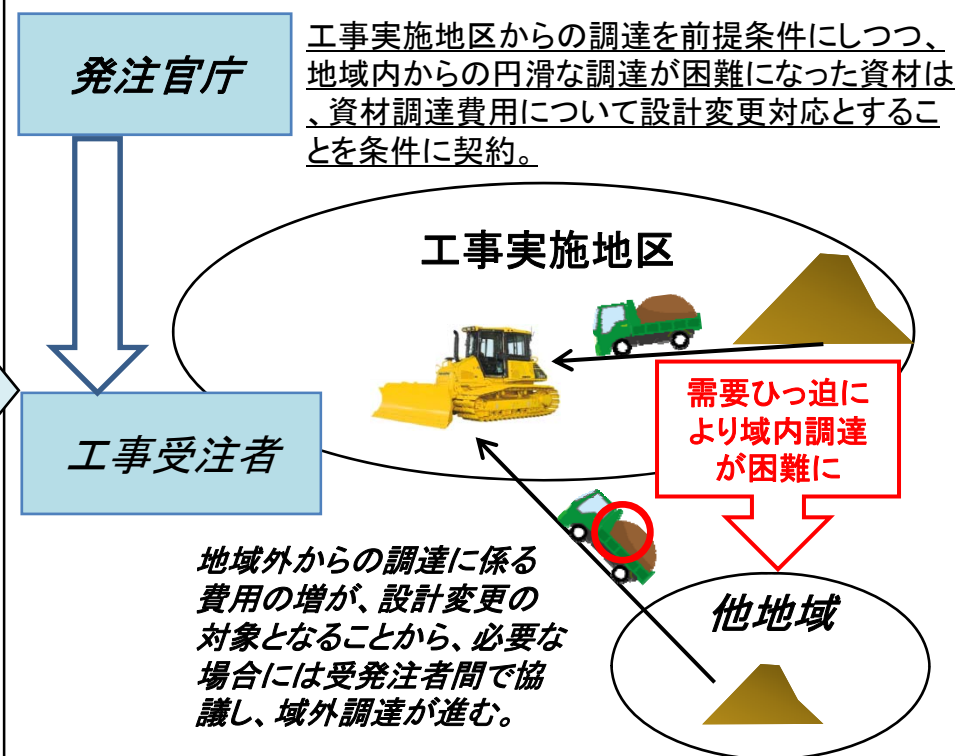
- 被災3県の沿岸地域を中心に、砕石等の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。
- そのため、工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うものとする。

(平成24年6月27日通知)

現 状



対 策



建設資材の契約後の物価変動により契約額を変更する、いわゆる単品スライド条項の適用における品目の特定等の事務労力を軽減するため、東日本大震災被災地で顕著な価格高騰が見られる生コンクリート類について標準的な運用を整理する。

単品スライド等に係る主な経緯

昭和55年 単品スライド制度の運用開始(対象品目:鋼材類、燃料油)

平成20年7月 単品スライド運用マニュアル(暫定版)の作成

平成20年9月 単品スライド条項の運用拡充

・鋼材類、燃料油以外の材料へも対象を拡大

平成20年11月 アスファルト類に関する運用の考え方を整理

平成24年2月 3県内でのインフレスライドの適用を通知

平成24年2月 インフレスライド運用マニュアル(暫定版)を作成

今年3月 目途 被災地での適用状況も踏まえ、生コンクリート類に関する単品スライド条項運用の考え方を整理

○上記の他、スライド条項に係る事務の更なる簡素化の可能性について、被災3県、仙台市とも連携して、3月中を目途に整理。

復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)制度の試行について 国土交通省

復興JV制度

岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興工事において、迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保

被災地域

入札不調の
要因の一つ

- ・技術者の不足等により地域の単体企業のみでは担えない

- ・JV制度などで入札に参加できる仕組みを要望

被災地域外

復興JV

被災地域の
建設企業



被災地域外の
建設企業

- ・地域外の建設企業(技術者等)を活用
- ・工事現場に専任する技術者はJVで1名でも可とする。

⇒災害時の協業システムとして今後活用

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて(H24.10.10 改正)

- ① 性格 地元の建設企業が、被災地域外の建設企業と継続的に共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 被災3県における復旧・復興工事を対象とし、予定価格がWTO対象工事とならない額までを上限(特定JV対象工事は除く)とする工事(改正前: 予定価格が5億円程度を上限)
- ③ 構成員(数、組合せ及び資格)
 - ・ 2ないし3社
 - ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せ
 - ・ 被災地域の地元の建設企業を1社以上含む
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 各登録機関毎に結成・登録できる共同企業体の数は、原則として1とし、最大3まで(改正前: 最大2まで)
単体との同時登録及び特定・経常・地域維持型JVとの同時結成・登録が可能
- ⑥ 代表者 原則として構成員において決定された地元の建設企業

復興JVの導入状況について

〈復旧・復興建設工事共同企業体(復興JV)制度の導入状況〉(平成25年2月14日時点)

宮城県における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ②予定価格 3千万円以上3億円未満:東北・北海道型の復興JV(A、Sランク)が対象
3億円以上19.4億円未満:東北・北海道型の復興JV(Sランク)、全国型の復興JV(Sランク)が対象
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 土木一式、舗装工事、建築一式共に出資比率に関わらず県内に本社・本店を有する企業
- ⑤登録件数 **72件**・・・構成員企業(北海道12、青森1、秋田8、山形4、群馬2、埼玉2、東京29、新潟4、福井1、長野1、静岡2、京都1、大阪5、奈良1)
- ⑥工事公告 これまでに復興JV対象工事を**170件公告し、うち6件は復興JVが落札**。
※平成24年10月1日時点で195社の県外企業(単独)を承認

岩手県における運用状況

- ①対象工種 全ての工事種別(19業種:土、建、電、管、舗、鋼橋、PC、法、機、塗、グラウト、通信、浚渫、造、ボーリング、消防、標識、鋼工、防)
- ②予定価格 2千5百万円以上10億円未満
- ③構成員数 2~3社(構成員は岩手県内に本社又は本店を有していること)
- ④代表者 沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域(二戸地域振興センターの所管区域除く)に本社又は本店を有していること
- ⑤登録件数 **19件**
- ⑥工事公告 公告済み(**復興JVの落札は5件**)

仙台市における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事
- ②予定価格 1千万円以上5億円未満
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 出資比率に関わらず市内企業(土木工事:格付け評点800点以上、
舗装工事:格付け評点750点以上)
- ⑤登録件数 **6件**・・・構成員企業(秋田1、宮城2、山形2、東京1)
- ⑥工事公告 平成24年11月7日より復興JV対象工事を公告

石巻市における運用状況

- ①対象工種 土木一式、舗装工事、建築一式
- ②予定価格 3千万円以上19.4億円未満
- ③構成員数 2~3社
- ④代表者 出資比率に関わらず市内の最上位等級企業
- ⑤登録件数 **12件**・・・構成員企業(北海道1、宮城3、群馬1、東京4、滋賀1
大阪1、三重1)
- ⑥工事公告 公告済み(**復興JVの落札は1件**)

国土交通省における運用状況

○東北地方整備局において宮城県内の一部の災害復旧工事で適用。

- ・海岸復旧工事10件、河川復旧工事2件、共同溝工事1件適用。
→海岸工事2件に復興JV(1JV)の申請あり。うち落札決定者となっていない。
- ・港湾空港関係工事については、8件に適用。
→2JVの参加資格決定済み。うち落札決定者となっていない。

技術者及び現場代理人の適正な配置について、課長通知を平成25年2月5日付けで発出

1. 密接な関係のある5km程度以内の2つの工事について専任の主任技術者の兼務可能

● 建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化

工作物に一体性又は連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事(今回追加)

かつ

相互の間隔が5km程度

専任の主任技術者が原則2件程度、兼務することが出来る

2. 現場代理人の常駐義務の緩和【再周知】

● 公共工事標準請負契約約款第10条第3項

工事現場における運営、取締り及び現場代理人の権限の行使に支障が無く、
発注者との連絡体制が確保される場合、

発注者の判断により現場代理人の常駐義務を緩和

※現場代理人の常駐義務の緩和により、監理技術者等の専任義務が緩和されるものではないことに留意

3. 監理技術者又は主任技術者の専任を要しない期間の明確化【再周知】

● 「契約締結から現場着手までの間」、「検査終了後の期間」等は専任を要しない。

1. 専任の主任技術者の兼務可能

被災地の復旧・復興工事等において適用している専任の主任技術者の兼務について全国展開

(建設業法施行令 第27条第2項)

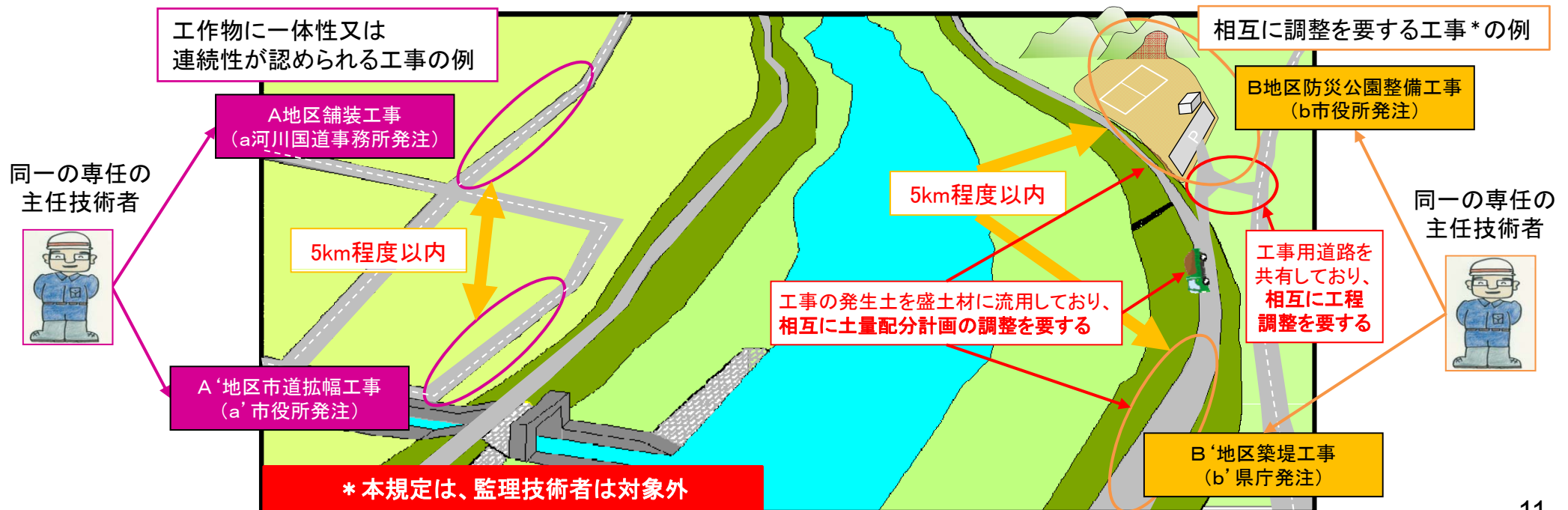
前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

➡ 当面の取扱 (赤字: 今回追加した部分)

(1) ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は**施工にあたり相互に調整を要する工事**であって、
②工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

(2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

●専任の主任技術者による兼務が認められる例



2. 現場代理人の常駐義務の緩和

現場代理人：工事現場の運営、取締りや工事現場において請負人の任務の代行をする者

- 現場代理人は、原則として工事現場に**常駐**が必要
- 同一工事における現場代理人と技術者（監理技術者、主任技術者又は専門技術者）は**兼務可能**

➡ 以下の**両方**を満足すると発注者が認めた場合には**常駐を要しない**こととすることができる。

- ①現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと
- ②発注者との連絡体制が確保されること

（公共工事標準請負契約約款 第10条第3項）

【参照】現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について（平成23年11月14日付け）

【留意点】 現場代理人の常駐義務の緩和により技術者の専任義務の緩和されるものではない。

○現場代理人が2以上の工事現場を兼任する場合の配置の例（技術者を兼務するような場合）

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
	現場代理人と技術者を 兼務しない場合	現場代理人と技術者を兼務する場合		
技術者の 配置要件*	技術者を兼務しない ため、関係なし	非専任	〔 監理技術者 主任技術者（右記以外） 〕 専任	工事に密接な関係があり、 現場が5km程度以内である場合の 主任技術者
他の工事現場 との兼任	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能 （かつ技術者も兼務可能）	A工事 ✕ B工事 ⇒現場の兼任不可 （＊技術者の専任制のため）	A工事 ↔ B工事 ⇒両現場の現場代理人を兼任可能 （かつ主任技術者も兼務可能）

* 技術者の専任を要する工事：1件の請負金額が2,500万円以上（建築一式は5,000万円以上）の工事

3. 監理技術者等の専任を要しない期間の明確化

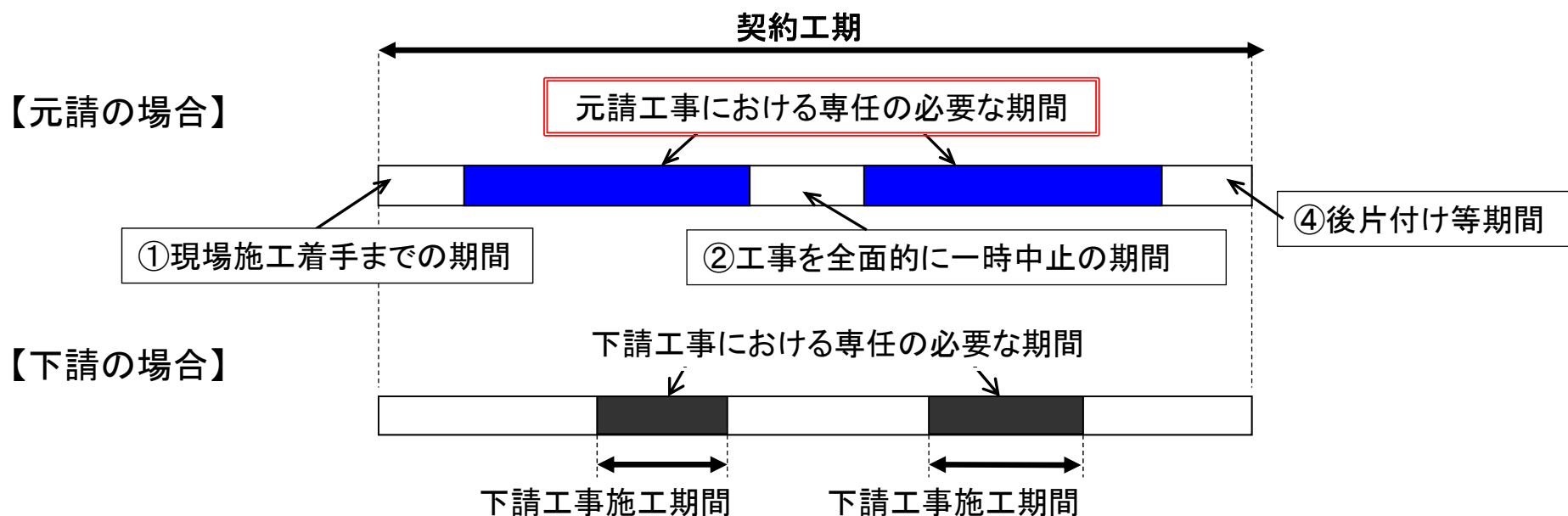
○直接請け負った工事で監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期を基本とする。



以下の場合については、発注者と元請け業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確になっている場合には工事現場への専任は要しない。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間
(例) 現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの間 等
- ② 工事を全面的に一時中止している期間
(例) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査 等
- ③ 工場製作のみが行われている期間
(橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事の場合)
- ④ 工事完了後、検査が終了し*、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
*発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しない

○下請工事の専任が必要な期間については、実際に下請工事が施工されている期間とする。

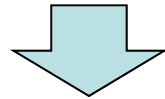


労働者宿舎を建設する場合の積算方法の整理

東日本大震災被災地では、地域外から確保した労働者の宿泊施設の確保が困難になっている地域もある。大規模な事業などにおいて、入札不調・不落を防止するため、宿舎を建設せざるを得ない場合もありうることから、積算の考え方を整理する。

工事を行う地域において

- ・地域内での労働者確保が困難。
- ・域外からの労働者を宿泊させる施設が確保できない。
- ・工事の不調・不落が多発。



全国の実績として、工事での労働者宿舎の建設実績がなく、実質的に共通仮設費の率分として計上されていないダム建設工事、トンネル工事以外の工事を対象に、宿舎を建設せざるを得ない場合の積算の考え方を整理し、不調・不落による復興の遅れを防ぐ。

積算方法の概要

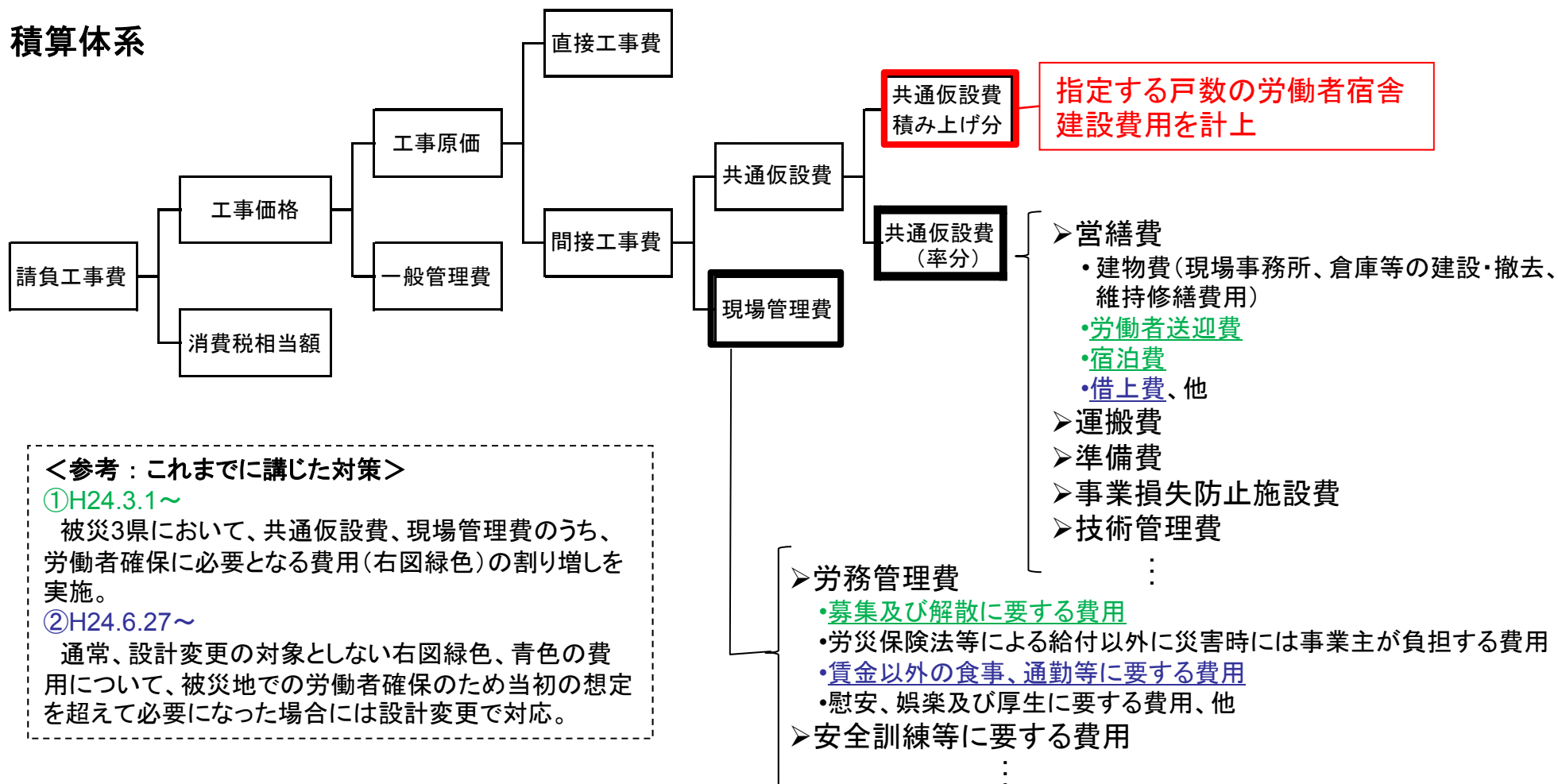
- 特記仕様書で建設戸数を指定し、指定戸数分の建設費用を共通仮設費の積上げ分として計上。
- 必要に応じて、事業終了後の撤去費についても積み上げ計上。



参考：積算における労働者宿舎対策

○共通仮設費の積み上げ分として、指定する戸数の労働者宿舎の建設費用を計上。

積算体系



建設資材連絡会・分科会の開催状況

○ 建設資材連絡会において、建設資材の需要・需給の見通しを、公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有するとともに、必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催し、建設資材の安定確保を図る。

東北ブロック

建設資材対策東北地方連絡会

事務局：東北地方整備局
構成機関：国、都道府県・政令市、独立行政法人、建設業団体、資材団体等

・H23年度（第1回）H23.7.29（第2回）H24.1.30（第3回）H24.3.16
・H24年度（第1回）H24.4.20（第2回）H24.7.23（第3回）H24.10.1

資材別（分会）

※ひっ迫する資材毎に、必要性を考慮して開催予定
○鋼矢板（仮設）資材対策関係者打ち合わせ

・第1回 H24.3.27 ・第2回 H24.4.20

地区別（分会） ※ひっ迫する地区別、資材別で開催

岩手県

○宮古地区復旧・復興工事情報連絡会（第1回）H24.5.30	○釜石地区復旧・復興工事情報連絡会（第1回）H24.5.29
〃（第2回）H24.8.6	〃（第2回）H24.9.20
○久慈地区復旧・復興工事情報連絡会（第1回）H24.5.31	○大船渡地区復旧・復興工事情報連絡会（第1回）H24.5.29
	〃（第2回）H24.9.21

宮城県

○宮城県分会（生コン・碎石）H24.3.27	○生コン（仙台、石巻地区）関係者打合せ H24.3.16
○宮城県分会（第1回）H24.5.23（第2回）H24.7.31（第3回）H24.10.15	○石巻地区復旧・復興工事情報連絡会 H24.5.17
（第4回）H25.1.25	

福島県

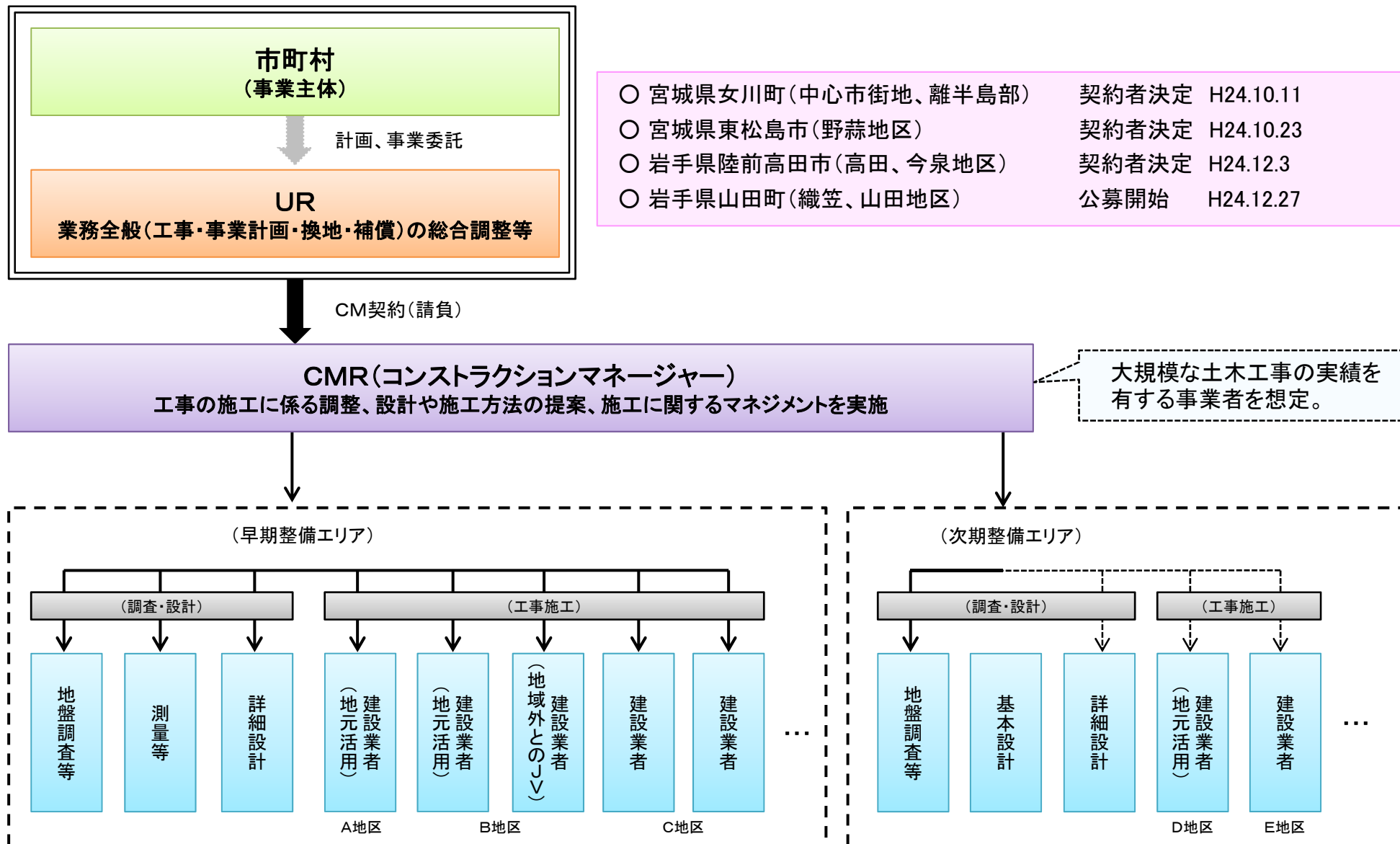
○相馬市（生コン）関係情報連絡会 H23.12.26	○福島県建設工事復旧・復興相双地方連絡協議会 H24.9.7
----------------------------	--------------------------------

資材連絡会を受けて講じている主な取組

【供給力の向上】 ○生コンプラントの増設
○港湾工事等におけるミキサー船等の導入
○生コン原材料等の地域外からの調達 等

【需要の抑制】 ○コンクリート二次製品への転換 等

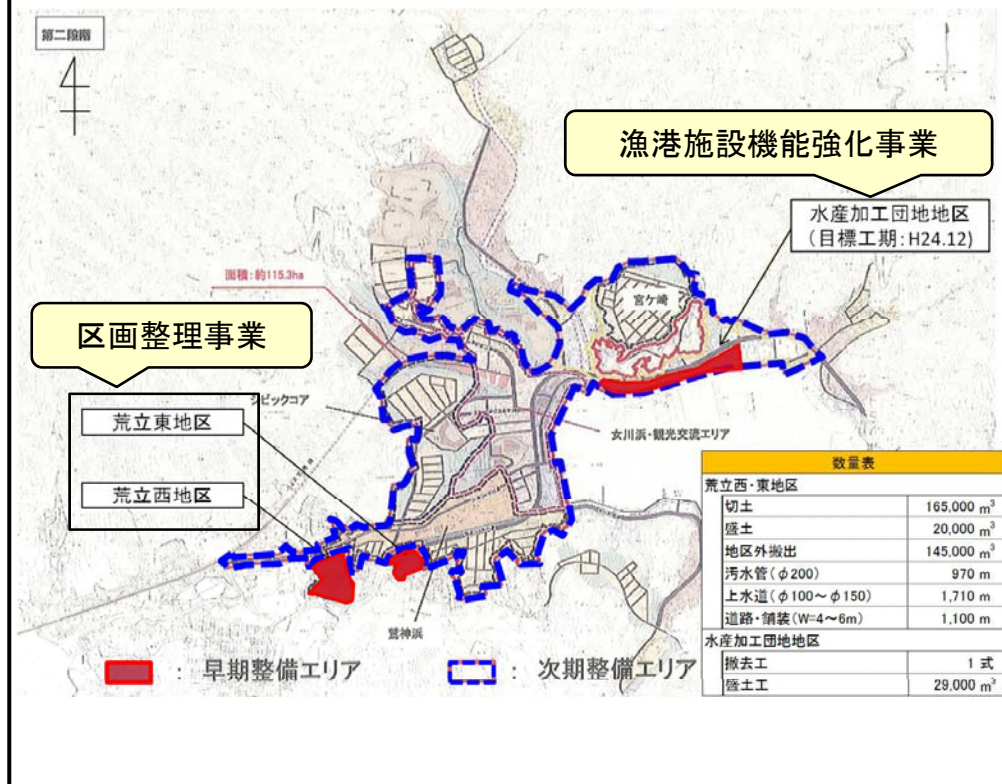
URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要



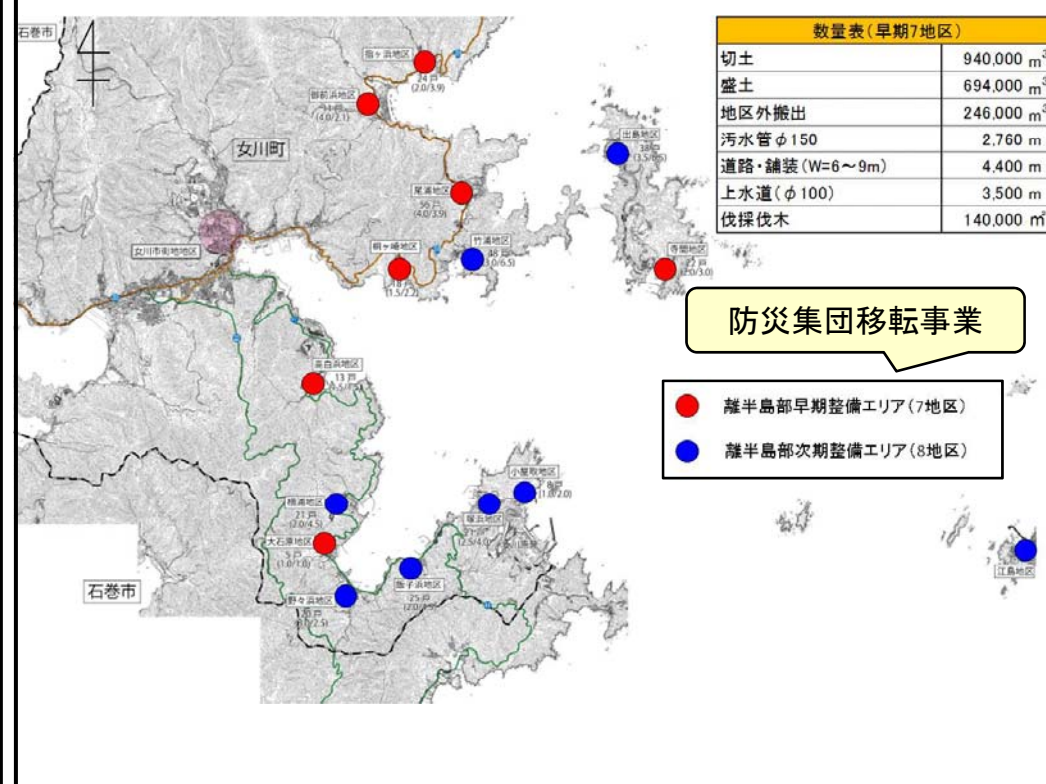
今後更に復興庁等と連携し、事業の進捗状況、市町村の意向等の把握を進め、CM方式の活用や各地域のニーズに合った手法の検討を進める。

女川町の整備エリア

女川地区（中心市街地部）平面図



女川地区（離半島部）平面図



早期整備エリア

地元意向、関係機関協議等から、整備範囲がほぼ確定し、早期に工事着手することが可能なエリア

次期整備エリア

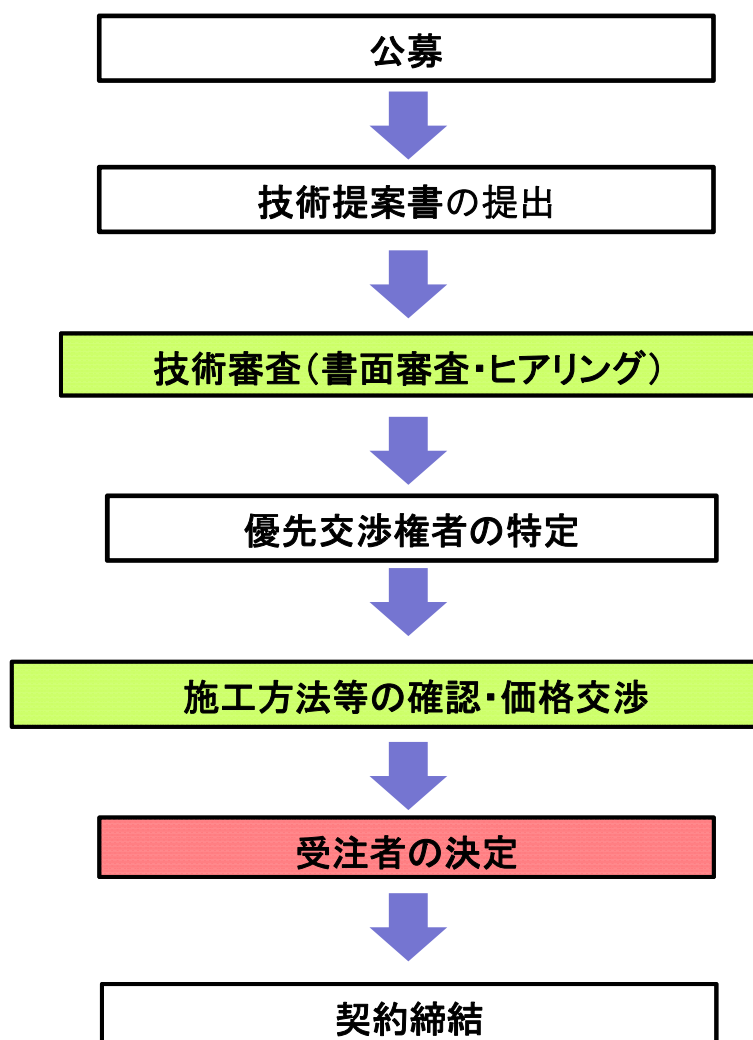
現時点では、整備範囲等が変更になる可能性があり、条件整理等が整った段階で工事着手するエリア

URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要

<市町村・URのメリット>

1. 市町村（UR）は、1回の発注で、複数地区の調査、設計、工事施工までの契約が可能
 - ・個別地区の発注、個別地区間の調整などの本来発注者が行うべき業務をCMRが実施
2. 建設業者等の選定において地元企業の優先活用が可能
 - ・市町村の意向を踏まえた一定の優先条件（女川町の例：①女川町内に本店②宮城県東部土木事務所管内に本店、③宮城県内に本店）に従って下請建設業者を選定し、承認を得た上で、契約。
 - ・活用可能な地元企業がない場合には、市町村の了承の上でゼネコンの全国的な調達力を活用し、事業を滞らせることなく進めることが可能。
3. 地元下請建設業者等に対する支払いを透明化し、下請へのしわ寄せの防止が可能
 - ・市町村（UR）とCMRとの契約は、設計・工事等に要したコスト（業務原価）とコストに一定割合（10％程度を目安）を乗じたフィー（報酬）を加えた額を支払い。
 - ・CMRから施工企業への支払い額（コスト）を市町村（UR）に対し、開示し、それを第三者・URがチェックする方式（オープンブック方式）を採用。

URにおけるCM業者選定の手続き



※学識経験者とUR職員で構成する「企画提案審査委員会」が
・技術提案の審査
・優先交渉権者の決定
・価格交渉に関する助言
等を実施。

技術審査（書面審査・ヒアリング）の項目の例

- マネジメントの執行体制
（技術者配置計画、役割分担や実務経験）
- リスクマネジメントの視点
（工程、品質、コストに係るリスクの抽出と軽減策）
- 早期整備エリア工事の実施方針
（効率的な施工、環境への配慮、目標工期の達成方法）
- 次期整備エリアの早期事業化に向けた具体的提案
- オープンプックに対する対応方針
（透明性の確保方法や専門工事業者への契約・支払いの方法）
- 地元企業の活用方針

価格交渉の過程（女川町の事例より）

■概要■

- （１）施工方法等の確認
- （２）確認された内容に基づき価格交渉
- （３）見積もり合わせ

- （１）施工方法等について確認した内容

- ①破砕・掘削等の施工方法
- ②共通仮設費及び現場管理費に必要な具体的項目
- ③マネジメントフィーの率の根拠の確認

- （２）価格交渉

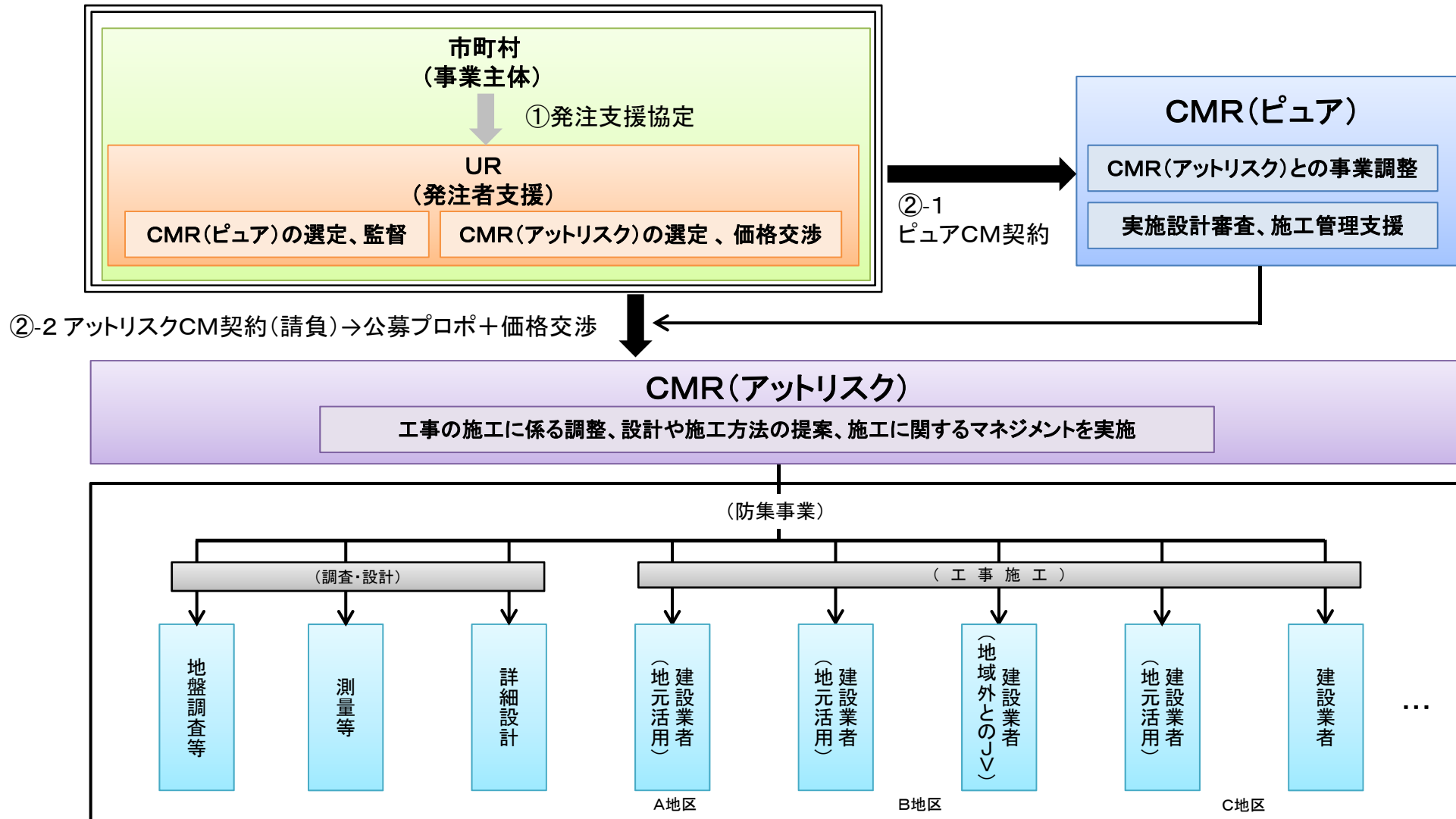
施工方法等の確認結果を踏まえて、都市再生機構が目標工事額を設定した上で、種別レベルの詳細について単価等の価格交渉を実施

- （３）見積もり合わせの方法

都市再生機構が契約上限額（予定価格）を作成のうえ、優先交渉権者から見積書の提出を受け、契約上限額を下回ったことから、当該見積書の価格での契約が成立

CM方式(ピュア+アットリスク)

○大槌町でモデル的に実施し、今後、市町村の要望に応じて拡大



- ① CMRに、地元企業を優先して活用することを義務付け
- ③ コスト&フィーの採用

- ② オープンブック方式の活用
- ④ VE方式の採用